

入札公告

一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年１０月１４日

群馬県前橋土木事務所長 鈴木 修

１ 調達内容

- (1) 購入物品 県立敷島公園陸上競技場第１種公認更新に伴う物品
- (2) 数 量 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 群馬県前橋市敷島町６６ 県立敷島公園内 陸上競技場
- (4) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- (5) 契約方法 総価契約
- (6) 履行期間 契約締結日から令和８年３月２７日まで（搬入可能時間：９：００～１７：００）
- (7) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成３年群馬県規則第１８号。以下「規則」という。）第１７０条の２第３項の規定により作成された令和６・７年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がＡであること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第１７０条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

３ 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先

〒３７１－００５１ 群馬県前橋市上細井町２１４２－１

（事務的事項） 群馬県前橋土木事務所 総務係 担当 細野

電話 ０２７－２３４－４２２４

（仕様関係等） 群馬県前橋土木事務所 都市施設係 担当 竹内

電話 ０２７－２３４－４２１１

FAX ０２７－２３６－７５８９

(2) 入札説明書の交付方法

ぐんま電子入札共同システムによる。

アドレス：<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年10月14日（火）から令和7年10月27日（月）までの毎日。

(4) 入札及び開札の日時 令和7年10月30日（木）午後2時

(5) 入札及び開札の場所 群馬県前橋土木事務所 5階 執務室

(6) 入札結果 ぐんま電子入札共同システムにより公表する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和7年10月27日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。